その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十二号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十二年十一月二十九日
防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年十二月十四日から同月十六日まで（予備、同月十七日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　沖縄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

	北緯	東経
(ア)	二六度二三分一四秒	一二八度一九分五三秒
(イ)	二七度〇六分一四秒	一二九度〇九分五二秒
(ウ)	二七度〇六分一四秒	一三〇度五九分五二秒
(エ)	二六度一〇分一五秒	一三〇度五九分五二秒

実施艦　自衛艦八隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十三号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十二年十一月二十九日
防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年十二月十四日から同月十六日まで（予備、同月十七日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(キ)までの七地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(キ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

	北緯	東経
(ア)	二五度四一分一五秒	一二八度五一分五三秒
(イ)	二五度四八分三七秒	一二九度〇二分一九秒
(ウ)	二五度四四分一五秒	一三〇度一〇分五二秒
(エ)	二五度四四分一五秒	一三〇度四三分二四秒
(オ)	二五度四三分二四秒	一三〇度三五分五二秒
(カ)	二五度四一分一五秒	一三〇度四四分五二秒
(キ)	二四度五三分一五秒	一三〇度〇三分五二秒

実施艦　自衛艦八隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十四号

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。

平成二十二年十一月二十九日
防衛大臣　北澤　俊美

日時　平成二十二年十二月十四日から同月十六日まで（予備、同月十七日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域

	北緯	東経
(ア)	二四度二三分一五秒	一三〇度四七分五二秒
(イ)	二五度二六分一五秒	一三一度四一分五二秒
(ウ)	二五度一三分一五秒	一三一度二二分三八秒
(エ)	二四度〇〇分一六秒	一三二度五九分五二秒
(オ)	二四度〇〇分一五秒	一三一度二二分三八秒
(カ)	二四度〇七分三三秒	一三一度一〇分二五秒

実施艦　自衛艦八隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第二百十五号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十二年十一月二十九日
防衛大臣　北澤　俊美

期間　平成二十二年十二月十三日から同年十二月二十四日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。

○北陸地方整備局告示第百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年十一月二十九日
北陸地方整備局長　前川　秀和

一　施行者の名称　新潟県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成四年建設省告示第千五百四十七号新潟都市計画及び阿賀野都市計画下水道事業阿賀野川流域下水道（新井郷川処理区）
三　事業施行期間　自平成四年九月十日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地

	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
収用の部分	前	A 一九・〇〇～一〇・〇〇メートル	三〇・一三四キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一三・〇〇～一五・〇〇メートル		
		C 一〇・〇〇～八・五〇メートル		
	後	A 一九・〇〇～八五・〇〇メートル	三〇・一三四キロメートル	
		B 一〇・〇〇～一五・〇〇メートル		
		C 四・五〇～一〇・〇〇メートル	二四・〇一四	
使用の部分	変更なし			

五　収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○中部地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年十一月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年十一月二十九日
中部地方整備局長　富田　英治

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　二十三号
三　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
鈴鹿市北玉垣町字西浦八四一番から松阪市小津町字八準歸五二一番二まで	前	A 一九・〇〇～一〇・〇〇メートル	三〇・一三四キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一三・〇〇～一五・〇〇メートル		
		C 一〇・〇〇～八・五〇メートル	二四・〇一四	
	後	A 一九・〇〇～八五・〇〇メートル	三〇・一三四キロメートル	
		B 一〇・〇〇～一五・〇〇メートル		
		C 四・五〇～一〇・〇〇メートル	二四・〇一四	

四　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所